労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空乗員組合から、乗員計画に関する要求に関して、平成27年６月18日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年６月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空キャビンクルーユニオンから、解雇撤回要求に関して、平成27年６月18日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年６月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、株式会社ジェイエアから、ジェイエア乗員組合が夏季一時金等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成27年６月18日以降、同組合の組合員が従事する同社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、東京都、新潟県、大阪府、和歌山県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年６月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空株式会社から、日本航空乗員組合が乗員計画要求に関して行う争議行為に対抗して、平成27年６月18日以降、同組合の組合員が従事する同社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年６月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空キャビンクルーユニオンが解雇撤回要求に関して行う争議行為に対抗して、平成27年６月18日以降、同組合の組合員が従事する同社の全職場（北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年６月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国家試験

平成28年公認会計士試験の施行

平成28年公認会計士試験の施行について、次のとおり公表する。

平成27年６月17日

公認会計士・監査審査会会長　千代田邦夫

平成28年公認会計士試験を次のとおり行う。

１．試験日時及び試験科目

イ．第Ⅰ回短答式試験

平成27年12月６日

企業法	９：30～10：30
管理会計論	11：30～12：30
監査論	14：00～15：00
財務会計論	16：00～18：00

ロ．第Ⅱ回短答式試験

平成28年５月29日

企業法	９：30～10：30
管理会計論	11：30～12：30
監査論	14：00～15：00
財務会計論	16：00～18：00

ハ．論文式試験

平成28年８月19日

監査論	10：30～12：30
租税法	14：30～16：30

平成28年８月20日

会計学	10：30～12：30
会計学	14：30～17：30

平成28年８月21日

企業法	10：30～12：30
選択科目（１科目）（経営学、経済学、民法、統計学）	14：30～16：30

２．試験施行地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告する。

３．受験願書の提出　第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は、平成27年８月28日から同年９月11日までに、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は、平成28年２月５日から同年２月19日までに、希望する試験施行地を管轄する財務局等に提出すること。

なお、短答式試験全科目免除者及び旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者は、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書により出願すること。

提出方法は、書留又は簡易書留郵便によるものとし、第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は平成27年９月11日まで、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は平成28年２月19日までの消印があるものに限り受け付ける。

（試験施行地）	（管轄財務局等）
北海道	北海道財務局
宮城県	東北財務局
東京都	関東財務局
石川県	北陸財務局
愛知県	東海財務局
大阪府	近畿財務局
広島県	中国財務局
香川県	四国財務局
熊本県	九州財務局
福岡県	福岡財務支局
沖縄県	沖縄総合事務局

４．受験願書用紙等の請求　郵送による受験願書用紙等の請求は、必ず切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を添えて、財務局理財部理財課等あてに行うこと。

５．法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、第Ⅰ回短答式試験は、平成27年４月１日現在施行（適用）のもの（ただし、監査論及び企業法の出題範囲である会社法については、平成27年４月１日現在公布のもの）、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験は平成28年４月１日現在施行（適用）のものとする。

ただし、論文式試験の租税法については、平成28年１月１日現在施行のものとする。

６．合格発表

イ．第Ⅰ回短答式試験	平成28年１月12日（予定）
ロ．第Ⅱ回短答式試験	平成28年６月24日（予定）
ハ．論文式試験	平成28年11月11日（予定）

７．その他　天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、別途官報に公告する。

平成27年度管理業務主任者試験の実施について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第67条において準用する同規則第５条の規定に基づき、管理業務主任者試験の実施について次のとおり公告する。

平成27年６月17日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．試験期日　平成27年12月６日（日）午後１時から午後３時まで。

２．試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県

３．試験実施機関　一般社団法人マンション管理業協会　〒105―0001　東京都港区虎ノ門１―13―３（虎ノ門東洋共同ビル２Ｆ）　電話番号　03―3500―2720

４．出題の根拠となる法令等の範囲　出題の根拠となる法令等は、平成27年４月１日現在で施行されているものによることとする。